

平成19年度経営計画の評価

神奈川県信用保証協会の平成19年度経営計画に対する実績評価は以下の通りです。

実績評価につきましては、弁護士 飯田 直久氏、横浜市立大学教授 随 清遠氏、税理士・公認会計士 山口 祥治氏の3名で構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえて作成したものです。

1. 業務環境

(1) 神奈川県の景気動向

平成19年度の県内経済は、企業部門での輸出の増加を背景に生産活動が堅調に推移するなど、緩やかな回復基調を続けてきたが、石油製品や食料品の価格高騰等を受けて個人消費が弱含みに転じ、また、建築基準法改正の影響により、住宅着工数が大幅に減少するなど、足下では景気の先行きに懸念が広がった。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く経営環境は、原油等の原材料価格の上昇が続くなかで価格転嫁が進まないことなどにより一層厳しさを増し、企業の倒産件数も中小零細企業を中心に増加傾向をたどることとなった。住宅着工数の大幅な減少による建設業や不動産業の環境悪化も見られ、今後も企業倒産が増加する要因を抱えている。

また、当協会が昨年8月と今年1月に保証利用企業に実施したアンケート調査の結果を見ても、現在の業況、3ヶ月後の業況予測とも悪化の傾向にあり、特に零細な企業でその傾向が強い。

(3) 信用保証協会を取り巻く環境

平成 19 年度は、信用補完制度の見直しの大きな柱である金融機関との適切な責任共有制度が導入された。また、棚卸資産を担保とした流動資産担保融資保証（ABL 保証）や事業再生に係る保証制度が創設されたほか、建築基準法改正や原油価格の高騰による影響を受ける企業を支援するためセーフティネット保証の対象業種が大幅に拡充されたことから、当協会はこれらの政策保証の推進に努めた。

また、当協会は、平成 18 年度を初年度とした 3 年間の中期行動計画（ウェイクアップ・プラン）を実施しており、中小企業から信頼され、顔の見える保証協会となるため、保証機能の充実をはじめとした各種の業務を推進した。

2. 事業概況

当協会の平成 19 年度の保証承諾は、セーフティネット保証や神奈川県中小企業制度融資等の積極的な推進により 29,716 件（前年比 95.2%）、4,634 億 6 百万円（同 101.4%）となった。

年度末保証債務残高は、95,484 件（前年比 100.7%）、1 兆 26 億 96 百万円（同 102.6%）で、件数、金額とも前年度末を上回った。

代位弁済は 2,575 件（前年比 103.7%）、311 億 85 百万円（同 119.4%）となり、金額では 2 年連続して前年を上回るなど、景気の不透明感から県内中小企業が厳しい環境にあることを示した。

回収は 94 億 39 百万円（前年比 91.2%）となり、有担保求償権の減少などの影響により前年度に比べて減少した。

平成 19 年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下の通りです。

項目	件数	金額	計画値(金額)	計画達成率
保証承諾	29,716 (95.2%)	4,634 億円(101.4%)	4,000 億円	115.9%
保証債務残高	95,484 (100.7%)	10,027 億円(102.6%)	9,525 億円	105.3%
代位弁済	2,575 (103.7%)	312 億円(119.4%)	300 億円	104.0%
回収		94 億円 (91.2%)	90 億円	104.9%

() 内の数値は対前年度比を示す。

3 . 決算概要

平成 19 年度の決算概要 (収支計算書) は、以下の通りです。

経常収入	141 億 54 百万円
経常支出	80 億 96 百万円
経常収支差額	60 億 59 百万円
経常外収入	326 億 32 百万円
経常外支出	363 億 03 百万円
経常外収支差額	36 億 71 百万円
金融安定化特別基金取崩額	3 億 67 百万円
当期収支差額	27 億 55 百万円

平成 19 年度経営計画に基づく業務の推進と経営の効率化に努めた結果、収支差額は 27 億 55 百万円となった。
この収支差額の処理については、13 億 78 百万円を基金準備金に、残額を収支差額変動準備金に繰入処理を行った。

4 . 重点課題への取り組み状況

平成 19 年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況は、以下の通りです。

【保証部門】

保証制度の浸透と企業ニーズの反映

1) 金融相談や申込時の中小企業との対面相談を拡充した。ホームページで受けた相談、出張相談等も実施するなど、中小企業との接点の拡大を図った。

<対面相談の実績> 2,223 件

2) 金融相談の際に中小企業とのコミュニケーションツールとして経営診断システム(MSS)を活用したアドバイスを実施した。

<MSS 利用の実績> 462 企業

3) 県下の商工会議所、商工会及び神奈川中小企業センター（平成 20 年 4 月から神奈川産業振興センターに名称変更）との連携による金融相談（保証ホットライン）を推進した。

<保証ホットラインの実績> 相談実績 26 企業、うち保証承諾 12 企業

4) 広報においては、中小企業向けに信用保証について分かりやすく解説したリーフレットや主力商品（セーフティネット保証、無担保クイック保証等）のパンフレットを作成し、関係機関を通じて広く配付に努めた。

<ダイレクトメールによるパンフレットの送付> 3,000 通

<関係機関の広報誌へのパンフレットはさみ込み> 14 機関 48,700 部

5) 企業ニーズや景況感を把握するための利用者実態調査アンケートを 2 回（8 月、1 月）各 1,500 企業、計 3,000 企業に実施した。調査結果については、協会全体に周知し、今後の業務に役立てることとした。また、質問等の記載のあるものについては、協会から連絡して対応することにより顔の見える保証協会の実現に努めた。

<アンケート回収率> 807 企業 回収率 26.9%

金融機関との連携強化と保証審査体制の充実

- 1) 保証付融資説明会を積極的に実施したほか、金融機関との事前相談会（金融機関店舗又は協会窓口にて実施）を拡充した。
 < 保証付融資説明会 > 187 回 < 事前相談会 > 189 回
- 2) 金融機関との保証推進連絡会議により書類の簡素化や審査モデルのマッチング等についての意見交換を行った。
- 3) 地元金融機関の実施した保証付融資キャンペーンについて、保証審査の迅速化を図ることによるタイアップを図った。

責任共有制度の導入などの信用補完制度改正への取り組み

- 1) 責任共有制度導入に向けて県下3協会合同で金融機関向け説明会を実施するなど、円滑な導入に努めた。同時にホームページやチラシを通じて広報に努めた。
- 2) 責任共有制度の導入に伴い、既存提携保証の見直し（1金融機関を除き取扱いを終了）や地公体制度融資の見直しを行った。小口零細企業保証については、神奈川県及び3市（横須賀市、厚木市、相模原市）の制度融資において、20年度からの実施となった。

政策保証の推進

- 1) 平成19年度に創設（改正）された保証制度について、企業との対面相談、金融機関への説明会及び広報活動を通じて推進した。
- 2) セーフティネット保証は、建築基準法改正や原油・原材料価格の高騰に対応した不況業種の指定拡大に伴い、積極的に推進した。
- 3) 神奈川県中小企業制度融資については、無担保クイック保証に加えてセーフティネット保証を併用した原油・原材料等高騰対策融資が創設（平成19年12月から）されたことから、多くの企業に利用された。
- 4) 市町村制度融資についてその内容や利用状況の調査を行った。

< 政策保証の保証承諾 >

小口零細企業保証	23 億 47 百万円
セーフティネット保証	803 億 67 百万円 (前年比 158.6%)
特定社債保証	57 億 51 百万円 (前年比 85.0%)
流動資産担保融資保証	41 億 91 百万円 (前年比 81.9%)
神奈川県中小企業制度融資	2,674 億 85 百万円 (前年比 100.8%)

【期中管理部門】

期中管理の拡充

期日や返済方法の条件変更に対応的に取り組むとともに、月間行動目標に期中管理の面談強化を掲げるなど、保証先企業との接点を増やす取り組みを強化した。

< 期日・返済方法の条件変更 > 1,971 件

< 企業訪問・面談件数 > 529 件

再生支援体制の充実

企業再生部門と回収部門が連携し、求償権先企業のなかから再生に意欲を持つ企業に対して再生計画の策定支援を行うとともに、再生審査会を経た求償権消滅保証等による支援を行った。

< 再生支援に関する保証承諾実績 >

求償権消滅保証 3 件 85 百万円

事業再生円滑化関連保証 1 件 64 百万円

【回収部門】

定期回収の底上げ

債務関係者の利便性の向上を図ることで定期回収を促進させるため、口座振替やコンビニ収納サービスの推進強化月間を設定して推進した。

保証協会債権回収株式会社（保証協会サービス）の有効活用

保証協会サービスの規模が拡大されたことから、無担保求償権の効果的かつ効率的な回収を図るため、次のとおり求償権委託の拡大を行った。

< 保証協会サービス委託の実績 > 1,303 件、136 億 48 百万円（前年比 159.4%）

< 保証協会サービス回収の実績 > 11 億 4 百万円（前年比 103.6%）

【その他の間接部門】

目利き人材の育成

- 1) 目利き人材の育成のための研修や中小企業診断士養成のための研修を継続し、新たに中小企業診断士 1 名を育成した。
- 2) 再生支援協議会との人材交流を継続実施した。
過去の出向経験者を事業再生部門に配置することで目利き人材の活用を図った。

個人情報保護とコンプライアンスの徹底

- 1) 理事会において承認された平成 19 年度コンプライアンスプログラムに基づき以下の取り組みを行った。
 - ・コンプライアンス委員会を 4 回開催し、「苦情処理対応の解説書」の策定やセクシャルハラスメント、不祥事に関する重要な事案の目安を策定した。
 - ・コンプライアンス統括部所においては、適正な文書管理を図るためのチェックシートを活用した点検を実施し、また個人データの取り扱いに関する安全管理措置状況を確認するためチェックシートを活用した点検を 2 回実施した。
 - ・外部専門家による各種研修を実施したほか、協会内部の委員を中心とした職場内研修を実施し、コンプライアンスの重要性の認識と徹底に努めた。
 - < 外部専門家による研修 >
コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、パワーハラスメント研修、
反社会的勢力対応研修、不祥事防止研修
 - ・全役職員を対象に、コンプライアンスチェックシートを実施し、自己点検と機能面の測定を行った。

2) コンプライアンスの徹底を図るとともに、より経営の健全性を高めるため検査規程等の見直しを行い、平成20年度の検査態勢の充実につなげた。

電算システムの共同化と再構築に向けた取り組み

業務の効率化・合理化の一層の推進や信用補完制度の変化に対して、迅速かつ柔軟な対応を図るために、次期電算システムの方向性を決定し、平成20年度から開発の着手に入ることとした。

外部評価委員会の意見等

全体的な評価としては、各部門で概ね計画を達成されており評価できる。

保証部門では、責任共有制度の導入によって保証が減少して中小企業の資金繰りに影響が出てしまうと問題となってしまう。金融機関が責任共有制度についてより理解してもらえるよう活動していただきたい。また、協会としても、保証制度の創設などアイデアを出しつつ保証推進に努めていただきたい。

期中管理部門では、協会が実施している再生支援に向けた取り組みについて、広報などにより広く周知を図っていただきたい。また、審査上で難しい面もあると思われることから、再生審査会などの客観的な枠組みによって積極的に推進していただきたい。

回収部門については、環境が厳しいなか計画額は上回っているが前年比では減少しており、サービサーをより有効的に活用するなどにより回収額の最大化に取り組んでもらいたい。

コンプライアンスについては、すでに様々な取り組みをしているようであるが、協会経営においては特に重要な課題であり、より一層積極的に取り組んでいただきたい。